

## 第6回 道路交通法の在り方に関する検討ワーキンググループ 議事概要

### 1. 開催日時等

- ・開催日時：平成30年11月13日（火）10:00～11:30
- ・開催場所：合同庁舎2号館地下1階警察庁第8会議室

- ・出席委員等（敬称略）

中央大学大学院法務研究科教授 藤原静雄（座長）

早稲田大学名誉教授 石田敏郎

公益社団法人被害者支援都民センター理事 大久保恵美子

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 鹿野菜穂子

首都大学東京法科大学院教授 木村光江

一般社団法人日本自動車工業会自動運転検討会主査 横山利夫

警察庁交通局交通企画課長

警察庁長官官房参事官（高度道路交通政策担当）

警察庁交通局交通企画課自動運転企画室長

警察庁交通局交通企画課理事官

警察庁交通局交通企画課課長補佐 【代理出席】

警察庁交通局交通指導課課長補佐

警察庁交通局交通規制課課長補佐 【代理出席】

警察庁交通局運転免許課課長補佐 【代理出席】

- ・オブザーバー

法務省刑事局参事官

外務省国際協力局専門機関室長

国土交通省自動車局技術政策課自動運転戦略官 【代理出席】

## 2. 議事進行

### 2.1. 開会

※事務局より開会を宣言。

### 2.2. 討議

自家用の自動運転車について討議した。各委員からの主な意見等については、次のとおり。

- ・ この WG での検討範囲を超える部分ではあるが、将来的には、自動運転車の走行データについて、事故の当事者が利用できるような仕組みの検討が必要であろう。さらには、自動運転車の安全性を高めるため、その他のメーカーや国民が広く利用できるような仕組みの検討も必要であろう。
- ・ 自動運転中の外観表示は、交通全体の安全確保に資すると考えられ、是非実現してほしい。
- ・ 自動運転中の外観表示については、利用シーンによってその必要性が変わり得る。
- ・ 将来的に、更に高度な自動運転車について検討する際には、事故時の責任の所在について一層の明確化が必要ではないか。これは、被害者の救済にも資するものであり、全体の制度設計の中では重要なポイントである。
- ・ 万が一、自動運転車による事故が発生した場合であっても、事故の原因究明の遅延によって、被害者の負担が一層重くなることのないようにしてほしい。
- ・ 自動運転に係る事故の原因究明は、開発者でなければ分からない部分もあり得るなど、従来以上に困難となるだろう。客観性を確保した事故の原因究明が可能となる体制についても、検討が必要ではないか。
- ・ レベル3の自動運転車を設計する際には、システムの作動状況を運転者に知らせる方法を工夫し、ユーザーに分かりやすいものとしてほしい。
- ・ 自動運転に関しては、様々な省庁において、それぞれの観点から検討がなされているが、それらがうまく連携し、制度整備が行われることが重要である。
- ・ 自動運転車を使用する者に対して、自動運転車に関する情報を正確に伝えることが重要である。使用者に誤った情報を伝えた場合には、自動運転車の過信・誤用により、交通に危険が及ぶおそれがある。過信・誤用の防止に留意した情報発信が必要である。
- ・ 交通の安全を確保しながら、自動運転車が社会で利用されるような制度とすることが重要である。

### 2.3. 閉会

(以上)